

# 川崎市福祉のまちづくり条例に基づく工事完了届・検査要領

## ■ 工事完了届の提出方法

川崎市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定による工事完了の届出は、**工事完了後すみやかに**、次のとおり届け出てください。

□提出先 … まちづくり局指導部建築管理課 (Tel 044-200-3088 本庁舎18階)

□提出物 … **①指定施設工事完了届 (第6号様式)**

※電子申請の場合、フォームに必要事項記入

**②整備対象箇所のカラー写真 (寸法等が判断できるもの 裏面参照)**

※A4判縦型に整理してください。

**③変更後の完成図面 (軽微な変更があった場合)**

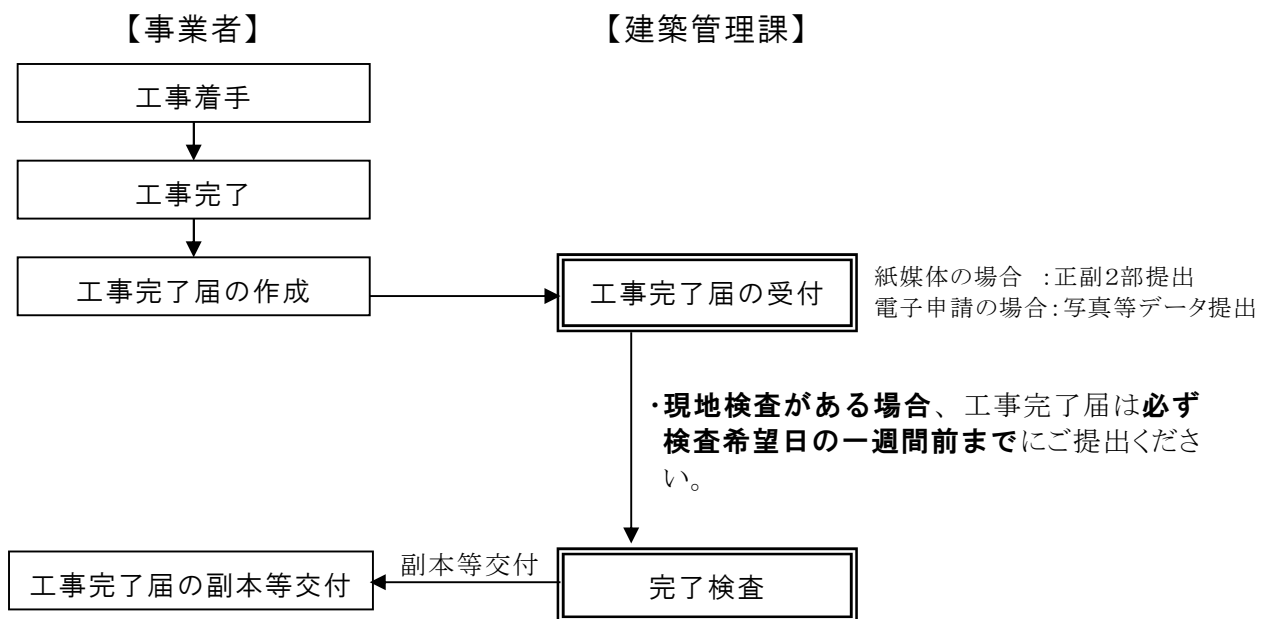
※変更事前協議に至らない軽微な変更がある場合は、その整備内容がわかる図面を提出してください。なお、変更事前協議の是非は、随時、担当職員へ確認してください。

□提出方法…**紙媒体 (窓口及び郵送)** で提出の場合 **2部** : (正本・副本各1部をA4ファイルに綴じたもの)

**電子申請の場合** : オンラインで**必要事項記入及び写真等のデータ** 提出

## ■ 完了検査について

- ・検査の詳細については、担当職員にお問い合わせください。
- ・現地検査がある場合は、検査希望日の一週間前までに、検査日の予約及び書類の提出を行ってください。(Tel 044-200-3088)



- ・紙媒体の場合 : 副本返却
- ・電子申請の場合 : 検査結果を記載した第6号様式のデータがダウンロード可能になります。
- ・整備基準が適合 (ただし書き適合含む) の場合は、整備済ステッカーを交付 (窓口での公布のみ)

## ■ 提出写真について

### 1 共通事項

- ・事前協議時に協議した**全ての整備対象箇所（不適合箇所も含む）**の内容が確認できる写真（2から13を参考にしてください。）を提出してください。
- ・幅員寸法を計測するには、箱尺または帯尺を使用し、寸法が読み取れるよう撮影してください。
- ・工事写真用台紙にカラー写真を使用し、撮影箇所の表示してください。

### 2 敷地内の通路

- ・道路側から建築物の全景、道路を含むアプローチの全景
- ・有効幅員、段差の寸法、勾配、排水溝の蓋、誘導ブロック
- ・傾斜路がある場合は、有効幅員、勾配、踊場の寸法、手すり、点状ブロック
- ・階段がある場合は、手すり、段鼻の色分け、点状ブロック

### 3 出入口

有効幅員、段差の寸法、開口部前後の水平面の寸法、衝突防止措置、点状ブロック

### 4 廊下等

- ・有効幅員、段差の寸法、手すり、点状ブロック
- ・傾斜路がある場合は、有効幅員、勾配、踊場の寸法、手すり、点状ブロック

### 5 階段

有効幅員、段の全景（踊場も含む）、手すり（踊場も含む）、段鼻の色分け、点状ブロック

### 6 エレベーター

出入口の有効幅員、籠内の寸法、籠内・乗り場のインジケーター、鏡、手すり、籠内・乗り場の制御装置（正・副）、制御装置の点字、乗場ロビーの寸法、標識、点状ブロック

### 7 便所

#### （1）車椅子使用者用便房

内部の全景、出入口の有効幅員、内部寸法、標識、大便器、小便器、大便器・小便器の手すり、洗面器

#### （2）水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房

オストメイト

#### （3）ベビーチェアを設けた便房

ベビーチェア

#### （4）車椅子使用者用便房以外の便房

内部の全景、出入口有効幅員、便房入り口の有効幅員、大便器、小便器、大便器・小便器の手すり、洗面器

### 8 駐車場

大きさ

### 9 浴室

出入口の有効幅員、手すり、床面から浴槽の上端までの高さの寸法

### 10 標識

エレベーター・車椅子使用者用便房・水洗器具を設けた便房・ベビーチェアを設けた便房・車椅子使用者用駐車施設・乳幼児等用施設のピクトサイン

### 11 案内設備・案内設備までの経路

案内板、案内所、誘導ブロック

### 12 その他の整備対象箇所

整備対象箇所の内容が確認できるもの